

三重県新規就農者育成方針

制 定 令和4年5月13日

最終改訂 令和5年2月17日

1 新規就農者の確保に向けた課題、目標

本県の令和2年の基幹的農業従事者数は、18,819人と10年間で46.0%減少している。令和2年の基幹的農業従事者のうち65歳以上の占める割合は、81.1%となり、高齢化の進行が深刻な状況である。農業従事者の高齢化・減少が進む中、新規就農者の確保・育成に重点的に取り組むことが重要である。

近年では、毎年150名程度の青年新規就農者（45歳未満）数で推移しているが、農業法人等への就職者が約8割を占め、独立自営の新規就農者を確保・育成していくことが課題となっている。

そのため、独立自営の新規就農者の確保・育成に向け、本県では、関係機関や地域の農業者が連携した総合的なサポート体制を構築し、就農に向けた情報提供や就農相談から、就農後の定着、経営発展まで、きめ細かく支援に取り組んでいく。

新規就農者数（50歳未満）の目標

現状値（平成28年度から令和2年度の5か年平均）	167人/年
目標値（令和6年度）	198人/年

2 新規就農者に対するサポート内容

（別紙1）都道府県サポート計画の第2に記載のとおり

3 経営発展支援事業及び初期投資促進事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる別表1の2に基づく都道府県加算ポイントの設定

（別紙2）三重県における都道府県加算ポイントに記載のとおり

(別紙)

都道府県サポート計画(新規就農者向け)

(令和5年2月現在の情報)

都道府県名	三重県	問合せ 窓口	(組織名) 三重県 担い手支援課 (住所) 三重県津市広明町13番地	(電話) 059-224-2354 (メールアドレス) ninaite@pref.mie.lg.jp
-------	-----	-----------	---------------------------------------	---

注: 相談窓口が複数ある場合は適宜行を追加して記入してください。

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(単位:人)

	目標		直近過去実績				備考 (年度の考え方等、補足説明が 必要な事項がある場合に記載)			
	令和4年度		令和3年度		平成2年度			平成元年度		
	うち49歳以下		うち49歳以下		うち49歳以下			うち49歳以下		
新規就農者数(必須)	235	196	230	182	209	160	228	178		
内訳	新規参入者数	28	23	26	17	8	6	18	16	
	新規自営農業就農者数	19	16	19	17	10	9	18	16	
	新規雇用就農者数	188	157	185	148	191	145	192	146	

注1: 「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。
なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2: 「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

注3: 「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

第2 新規就農者へのサポート内容

1 都道府県の紹介等(必須)

就農希望者に向けたサポート宣言	三重県では、三重県独自の「みえの就農サポートリーダー制度」により、県・市町・関係機関が地域と一体となって、新規就農希望者の夢の実現をサポートします。
地域と農業の紹介文	三重県は、伊勢平野や南北に連なる紀伊山地、志摩半島から熊野灘に至るリアス海岸など、変化に富んだ地形や温暖な気候に恵まれ、水田農業における米・麦・大豆などを中心に、松阪牛・伊賀牛などの和牛、かんきつ、生産量全国第3位の伊勢茶など多様な農産物が生産されています。また、伊勢志摩をはじめとする観光地を擁し、中京・阪神の大消費地にも隣接するなど、農業のビジネス展開に恵まれた環境を有し、大規模水田農業経営者や次世代施設園芸経営者など、日本の農業を先導する青年農業経営者も輩出しています。
主な農産物	農地面積の76%が水田で、水稻を基幹作物としながら地域の特性に応じた多様な農産物が生産されています。とりわけ、鈴鹿山麓から南勢の丘陵地帯に広がる茶、鈴鹿山麓を中心とした花木、熊野灘沿岸のかんきつ、松阪及び伊賀地域の和牛などの品目で、全国的にも知名度の高い産地が育成されています。また、都市近郊を中心にトマト・いちご・ねぎ・キャベツ・なばななど多様な野菜が生産され、主に県内市場へ出荷されています。果樹では、温州みかんやかき、日本なし、ぶどうなどが生産され、県内外に出荷されています。さらに、畜産物の産出額は農業全体の約4割を占め、本県の主要な農業品目となっています。品目別では、養鶏(鶏卵)、肉用牛、乳用牛、養豚があります。
地域が求める新規就農者	三重県は、日本人の心のふるさとして親しまれる「伊勢神宮」や、伊勢から熊野三山へ続く世界遺産「熊野古道」をはじめとした、伝統ある文化・歴史に恵まれ、交流の拠点として発展してきた背景から交通網が充実しています。このような恵まれた環境を生かし、生産から流通・加工・販売まで一貫して大規模に取り組む法人や、いち早くグリーンツーリズムをビジネス化し県外にも進出している法人、国内外の優れた技術を取り入れ、最先端の農業を追及する研究開発型の法人など、多様な農業経営体が活躍しています。三重県では、多様性に富む三重県の特性を生かし、新たな農業ビジネスにチャレンジする人材や、法人のビジネスマネージャーとして、農業経営の革新を進める人材を求めています。

2 都道府県内のサポート体制(必須)

支援分野	担当機関・部署名	支援分野	担当機関・部署名
就農に向けた相談窓口	公益財団法人三重県農林水産支援センター総務・担い手支援課、各地域農林水産(農政・農林)事務所 地域農業改良普及センター、中央農業改良普及センター普及企画室	農業者による指導	各地域農林水産(農政・農林)事務所 地域農業改良普及センター、中央農業改良普及センター普及企画室
研修支援	各地域農林水産(農政・農林)事務所 地域農業改良普及センター、中央農業改良普及センター普及企画室、三重県農業大学校教務課	販路支援	三重県農林水産部フードイノベーション課
技術・経営指導	各地域農林水産(農政・農林)事務所 地域農業改良普及センター、中央農業改良普及センター普及企画室	生活に係る支援(住居、子育て等)	三重県地域連携部地域づくり推進課
農地確保支援	公益財団法人三重県農林水産支援センター農地中間管理課、各地域農林水産(農政・農林)事務所 農政(・農村基盤)室	事務局・全体調整	三重県農林水産部担い手支援課
機械・施設等の確保支援	各地域農林水産(農政・農林)事務所 農政(・農村基盤)室		
資金相談	各地域農林水産(農政・農林)事務所 地域農業改良普及センター、中央農業改良普及センター普及企画室		

3 新規就農者への支援内容(取り組んでいる支援を記載)

区分	支援項目	支援内容の紹介
就農意欲喚起	○ 就農・移住相談対応、就農相談会の開催	・「三重県農林漁業就業・就職フェア(三重県津市内で開催)」や、都市部(大阪等)で開催される就農相談会等に出展し、就農に関する支援策等の情報を提供しています。
	○ 就農体験ツアー・インターンシップの実施	・農業法人の経営者等を目指す若者のキャリアアップ及び創業を支援するため、三重県農業大学校に、講義と雇用型インターンシップを併用した「みえ農業版MBA養成塾」を開設しています。 https://www.mie-agri-mba.pref.mie.lg.jp/ ・公益財団法人三重県農林水産支援センターにおいて、就業促進研修事業(長期・短期)を実施し、農業経営体に対して、研修生の受け入れに必要な経費の一部を助成しています。
	○ ホームページ、パンフレット等での情報提供	・三重県ホームページに「就農応援動画」を掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/MOVIE/ci200006548_00002.htm ・農業をはじめの方を応援するガイドブック「みえ若者就農応援ガイド」を発行し、三重県農業大学校のカリキュラムや卒業生の活躍の様子を紹介しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/NINAITE/HP/m0105900110_00001.htm
	その他	
就農前の支援	○ 研修の実施(生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等)	・農業で独立起業をめざす方を対象に、農業技術の習得や就農計画の作成を支援するため、三重県農業大学校に養成科一年課程を設置しています。(要件を満たせば、就農準備資金の交付対象となります。) ・各地域農林水産(農政・農林)事務所 地域農業改良普及センター及び中央農業改良普及センターにおいて、研修希望内容を詳しくお聞きした上で、研修先を紹介しています。
	○ 就農に向けたサポート(就農相談窓口の設置、就農先の紹介、マッチング等)	・三重県では、農地・住居の確保や栽培技術の習得などを地域の中心となってサポートしていただく農業者等を、みえの就農サポートリーダーとして登録しています。新規就農希望者に対して、みえの就農サポートリーダーと県・市町・関係機関が一体となって、新規就農や就農後の定着をきめ細かくサポートする体制を整備しています。(就農サポートリーダーにおける研修については、要件を満たせば、就農準備資金の交付対象となります。)
	○ 農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	・新規就農希望者に対して、みえの就農サポートリーダーと県・市町・関係機関が一体となって、農地、施設・機械の取得や、制度資金の活用等に向けた相談に対応しています。 ・初期投資の負担を軽減するため、遊休(見込)物件(園芸施設、機械等、樹園地、倉庫・作業場等)の情報収集と新規就農希望者への情報提供に取り組んでいます。 ・市町や関係機関と連携して、農地中間管理事業の活用を中心に担い手への農地の集積・集約化に取り組んでいます。
	○ 販路確保、販路開拓に向けた支援	・三重県農業大学校が実施する「三重県農業ビジネス人材育成研修」では、マーケティングの基礎や、食・農のバリューチェーンに関する講義を実施しています。
	○ 生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等)	・東京に設置している「ええとこやんか三重 移住相談センター」や、大阪及び名古屋での移住相談デスク等において、市町と連携し、きめ細かな移住相談を行うとともに、就労情報や住まいに関する情報の提供、多様な三重の暮らし方のできる三重の魅力等、移住希望者のニーズに沿ったさまざまな情報の発信に取り組んでいます。
	その他	

就農後の定着・経営発展に向けた支援	○	就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修	・各地域農林水産(農政・農林)事務所 地域農業改良普及センターが関係機関と連携して現地を訪問し、就農後もきめ細かいサポートを実施しています。 ・新規就農者を対象に、三重県農業大学校において、経営プランの作成や農業経営に必要な専門知識の習得を支援する「農業ビジネス人材育成研修」を実施しています。(オンラインでの視聴も可能です。)
	○	規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	・各地域農林水産(農政・農林)事務所 地域農業改良普及センターが関係機関と連携して、現地を訪問し、就農後もきめ細かいサポートを実施しています。 ・市町や関係機関と連携して、農地中間管理事業の活用を中心に担い手への農地の集積・集約化に取り組んでいます。
	○	販路確保、販路開拓に向けた支援	オンラインコミュニティ「みえフードイノベーションプラットフォーム(https://www.miefood-ijp)」において、農林水産事業者や流通事業者をはじめ、多様な主体による相互の情報交換等を通じた交流促進、デジタル食材カタログに県産食材等を登録することによるマッチング促進、オンライン会議システムを活用した商談会を通じた販路開拓支援等を実施します。
		地元農家や地域住民との交流促進の取組	
		生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、子育て支援等)	
		その他	

注: 都道府県内で実施している支援(関係機関との連携含む)について、「支援項目」欄の該当項目に○を付け、取組の詳細や新規就農者にアピールしたい内容を「支援内容の紹介」欄に記入

4 その他情報(任意、自由記載)

三重県では、農業従事者の高齢化が急速に進展する中、農業高校生など若者の就農意欲喚起と県内での就業促進をめざし、令和2年度から三重県教育委員会との連携により、若者の就農意欲喚起プロジェクトを実施しています。令和4年度は、農業高校生を対象とする出前授業や視察研修等により、農業のやりがいや将来性を若者に伝える取組を進めます。また、多様な人材に農業が働く場として選ばれるよう、働きやすさややり甲斐を提供できる職場環境を整備するなど、農業経営体等の「働き方改革」を推進しています。

注: 必要に応じて適宜行を追加して記入してください。

(別紙2)

三重県における都道府県加算ポイント

No.	項目	ポイント	獲得ポイント	
9	(1) 農業生産 工程管理	①、②、③のいずれか1つを選択		
		①農業生産工程管理の取組状況チェック(三重県作成)を実施し、4(実行期)および5(維持期)の取組が8割以上である	1	
		②三重国際水準GAP支援制度を実施する	2	
		③GAP認証(第三者認証)、HACCP認証を取得する	3	
	(2) スマート農業	①農業データをデジタル化して活用する	1	
		②スマート農業技術(参照 スマート農業技術カタログ)を活用している	1	
	(3) 環境に 配慮した農業	「人と自然にやさしい みえの安心食材表示制度」の認証、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」における特別栽培農産物の生産、有機JAS認証、エコフィード導入のうち、いずれか1つ以上実施している	1	
	(4) 推奨する研修 機関の卒業	①県立農業大学校	1	
		②みえ農業版MBA養成塾	2	
	(5) 農福連携	施設外就労を受入れる	1	
合計(最大)		10		

※目標として行う項目(No.9(1)、(2)、(3)、(5))については、事業実施年度の4年後の年度までに行う。

- 1) 申請者に対して県の設定したポイントに従ってポイントを付与
- 2) 申請者全員の総合計ポイントが都道府県加算ポイントになるように調整
(申請者ポイント合計)/(総合計ポイント)の割合で(都道府県加算ポイント)を案分
- 3) 申請者のポイントを整数で調整